

消 防 予 第 523 号
令 和 8 年 1 月 30 日

各都道府県知事
各指定都市市長

} 殿

消 防 庁 長 官
(公 印 省 略)

令和8年春季全国火災予防運動の実施について

本年の春季全国火災予防運動については、令和8年3月1日から7日までの7日間にわたり、別添「令和8年春季全国火災予防運動実施要綱」に基づき、実施することといたします。

貴職におかれましては、本運動及び関連行事への住民の積極的な参加を促し、火災及び災害に強いまちづくりの継続的な推進をお願いいたします。

なお、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知していただきますようお願いいたします。

令和8年春季全国火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

全国の火災の状況をみると、住宅火災の件数及び死者数は、平成17年から令和2年にかけて減少傾向が続いていたが、令和3年以降は再び増加傾向にある。死者数の内訳として、65歳以上の高齢者が7割を超えており、今後予想される更なる少子高齢化や高齢者単身世帯の増加等を勘案すると、高齢者の人命安全確保は喫緊の課題となっている。

加えて、令和7年11月に大分市で発生した大規模火災では、密集市街地における延焼拡大の危険性が改めて認識されたところであり、密集市街地における住宅防火対策を徹底することが必要である。

また、近年の大規模地震では電気に起因する火災が多く発生しており、南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定においても、火災による大きな物的被害及び人的被害が想定されているところであり、感震ブレーカーの設置をはじめとする地震火災対策を推進する必要がある。

さらに、令和7年は大船渡市、岡山市、今治市などで大規模な林野火災が発生し、今年に入ってから上野原市などで大規模な林野火災が発生した。林野火災は、例年1月から増加し始め、2月から5月にかけて特に多く発生する傾向があり、その背景として、春の行楽シーズンを迎え山に入る人が増加するとともに、農作業のため火入れや枯草焼きなどが行われることに伴い、火の不始末や火の粉が山林に飛び火することなどがあることから、火災予防を徹底する必要がある。

このような状況を踏まえ、以下2及び3の項目を中心として火災対策の推進を図る。

2 重点推進項目

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 地震火災対策の推進
- (3) 林野火災予防対策の推進

3 推進項目

- (1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (2) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

- (4) 乾燥時及び強風時の火災に対する警戒の強化
- (5) 放火火災防止対策の推進

4 防火標語（2025 年度全国統一防火標語）

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

5 実施期間

令和8年3月1日（日）から3月7日（土）までの7日間

6 山火事予防運動及び車両火災予防運動の一体的な実施

山火事予防運動及び車両火災予防運動についても、別紙1及び別紙2のとおり、本火災予防運動と同一の実施期間に開催されるものであり、関係機関と連携し、一体的に実施されたい。